

# 多摩川緑地内軟式野球場における 優先利用に関する手引き

令和8年1月

川崎市

## 目 次

|    |                        |       |
|----|------------------------|-------|
| 1  | 目的                     | 1 ページ |
| 2  | 施設概要について               | 1 ページ |
| 3  | 上丸子天神町第3球場での硬式球利用について  | 2 ページ |
| 4  | 優先利用枠の対象について           | 2 ページ |
| 5  | 委員会への加入について            | 2 ページ |
| 6  | チーム情報の変更について           | 3 ページ |
| 7  | 利用調整会議について             | 3 ページ |
| 8  | 利用調整会議後のキャンセル・付け替えについて | 4 ページ |
| 9  | 利用手続き・利用料金の支払いについて     | 4 ページ |
| 10 | 利用確認について               | 5 ページ |
| 11 | 禁止事項について               | 6 ページ |
| 12 | 禁止事項内「特段の理由」について       | 7 ページ |
| 13 | その他の留意事項               | 8 ページ |

## 1 目的

多摩川緑地内軟式野球場における優先利用に関する要綱（以下「要綱」という。）及び本手引きは、管理者不在の多摩川緑地内軟式野球場について、未利用等の不適切な利用を防止するため、活動実態のあるチームが委員会へ加入し、対面により利用調整を行う抽選会について定めたものであり、要綱及び本手引きに基づき、球場利用が行われ、公平な利用調整と適切な施設利用が図られることを目的としています。

## 2 施設概要について

### （1）名称：①上平間球場

- ②上丸子天神町第1球場
- ③上丸子天神町第2球場
- ④上丸子天神町第3球場
- ⑤二字第1球場
- ⑥二字第2球場
- ⑦宇奈根第1球場
- ⑧宇奈根第2球場

### （2）供用期間及び供用時間：

4月1日から10月31日まで（午前6時から午後6時まで）

11月1日から翌年3月31日まで（午前8時から午後4時まで）

（下記表参照）

| 供用期間             | 供用時間  | 備考  |
|------------------|---|---|
| 4月1日から10月31日まで   | 6:00~8:00<br>8:00~10:00<br>10:00~12:00<br>12:00~14:00<br>14:00~16:00<br>16:00~18:00 | ・10月1日から10月31日における16時から18時までの利用枠は無料となります。 |
| 11月1日から翌年3月31日まで | 8:00~10:00<br>10:00~12:00<br>12:00~14:00<br>14:00~16:00                             |   |

### （3）使用料：500円/2時間以内（川崎市都市公園条例施行規則より）

（10月における16時から18時までの利用枠は無料）

### 3 上丸子天神町第3球場での硬式球利用について

要綱の手続きにより、上丸子天神町第3球場を利用する場合は、飛球方向が予測できる利用方法（キャッチボール・ティーバッティング・ノック）で硬式球を利用して構いません。硬式球を利用した場合につきましては、利用日の3日後までに当課へ下記の内容でメールを送付してください。

(1) 件名

硬式球の利用について

(2) 本文（例）

（日付）の（時間）にて上丸子天神町第3球場で硬式球を利用しました。

### 4 優先利用枠の対象について

優先利用枠の対象は、原則、次の各号を除く土日祝日の利用枠とする。

(1) 市が主催、共催、後援する行事等により利用する時間帯に係る利用枠

（例：市民スポーツ室主催の日程調整会議で利用調整された利用枠や各スポーツ大会、花火大会に係る利用枠）

(2) 各土日祝日の一定数の一般利用枠

（加入チーム数や時期などにより増減させる場合があります。）

### 5 委員会への加入について

利用調整委員会（以下「委員会」という。）への加入を希望するチームは加入申請書及びその他活動実態が確認できる資料※<sup>1</sup>をみどりの管理課へ提出する必要があります。その後、事前に日程調整を行い、みどりの管理課とチームの代表者で面談を行います。

面談では、面談者の本人確認及びチームの活動実態を確認する質問をさせていただきます。面談が終わりましたら、頂いた申請情報等から審査を行い、審査結果を通知させていただきます。

なお、審査には2週間程度を要するため、直近の抽選会に参加を希望する場合は抽選会前月の15日までに申請（資料提出）、22日までに面談を実施し、加入が認められた場合は当該抽選会に参加できます。

委員会へ加入するには次の条件を満たす必要があります。

- (1) チームの代表者が川崎市在住であること
- (2) メンバーの過半数が川崎市在住であること
- (3) チームの活動実態※<sup>1</sup>が確認でき、チーム名が市民大会や私設リーグ等に参加する際に対外的に使用するチーム名であること
- (4) チーム及びメンバーが既に委員会へ加入していないこと
- (5) 委員会に既に加入しているチームから分岐したチーム※<sup>2</sup>でないこと
- (6) 申請書の記載内容及び面談内容が申請日時点で虚偽が無いこと
- (7) チーム所属メンバー若しくはチームが、他の河川敷野球場の協議会、あるいはそれに準ずる組織に加入していないこと。加えて、禁止事項に抵触し調整会議、抽選会、球場利用などの制限を受けていないこと。

また、当課での審査では条件（5）を満たしているか確認するため、チームのメンバーへ電話によるヒアリングを行います。

審査の結果、加入が認められないと通知を受けたチームは、通知を受けてから4か月間、加入申請を行うことはできません。

※<sup>1</sup>活動実態が確認できる資料の例

- ・ユニフォーム写真（利用者確認時に使用するため必須・既に委員会へ所属しているチームと重複するものを除く）
- ・チームのホームページやSNS
- ・市民大会や私設リーグに参加したことが分かる資料
- ・ふれあいネットでの球場利用が分かる資料（チーム名同じかつ、記載されているメンバーにより構成されている団体番号のもの）

※<sup>2</sup>分岐したチームと判断する場合の例

- ・活動実態の確認時において、ユニフォーム等が既に委員会へ所属しているチームと重複している場合等

## 6 チーム情報の変更について

チーム情報の変更があった場合は、市へチーム情報変更申請書を提出する必要があります。なお、変更申請は1年度に4度です。チーム名若しくは、代表者の変更がある場合には、事前に日程調整を行い、市と変更後のチーム代表者による面談を再度行う必要があります。

なお、直近の抽選会までにメンバーの変更を行いたい場合は抽選会前月の15日までに申請（資料提出）を行ってください。また、必要に応じて面談を22日までに実施し、変更が認められた場合は当該抽選会に参加できます。

## 7 抽選会について

### （1）内容

委員会では優先利用枠の調整を行うため、3か月に1度、対面による抽選会を行います。開催月等については、下記の表の通り行います。

| 抽選会の開催月 | 調整の対象となる月   | 新規参加チーム締切 |
|---------|-------------|-----------|
| 2月      | 4月・5月・6月    | 1月15日まで   |
| 5月      | 7月・8月・9月    | 4月15日まで   |
| 8月      | 10月・11月・12月 | 7月15日まで   |
| 11月     | 1月・2月・3月    | 10月15日まで  |

抽選会ではくじ引きにて、対象球場の利用調整を行います。開催日や場所、利用調整方法については、当課から各チームへメールにて周知させていただきます。

### （2）利用調整エリア分けについて

抽選会は下記のエリアごとに行います。

利用を希望するエリアを加入面談時にヒアリングします。なお、加入後にエリアを変更したい場合は表内「新規参加チーム締切」までにメールで当課へ送付してください。

①上平間・天神エリア

上平間球場・上丸子天神町第1・2・3球場の全4球場

②二子・宇奈根エリア

二子第1・2球場・宇奈根第1・2球場の全4球場

## 8 抽選会後のキャンセル・付け替えについて

抽選会で予約した利用枠については、利用できない場合等にキャンセル及び他の当委員会へ加入するチームと付け替えを行うことができます。なお、付け替えを行うことができるチームは当該期間に関わる対象エリアの抽選会に参加したチームのみです。(エリアを跨いでの付け替えは認められません。)

そうした場合は利用日の7日前、開庁日の午後3時までにメールで当課へ報告してください。

## 9 利用手続き・利用料金の支払いについて

抽選会にて予約した利用枠を利用するには、有料施設利用承認申請若しくはふれあいネットによる手続きが必要です。

下記の(1)・(2)どちらを選択するか当課で把握するため、委員会への加入後に申入書を提出してもらいます。

### (1) ふれあいネットによる手続き

ふれあいネットにより、手続きを行う場合は、利用前の手続きは不要です。

利用日の3日後以降にふれあいネットへ利用状況を入力しますので、天候等の要件により、球場を利用しなかった場合につきましては、利用日の3日後までに当課へ下記の内容でメールにてご報告ください。

①件名

(球場名) の利用について

②本文 (例)

(日付) について、(理由) により、球場を利用しませんでした。

### (2) 有料施設利用承認申請・利用報告による手続き

ふれあいネットの番号が無い場合もしくは、リーグ等の運営面からいくつかのチームの申請を代行する場合は、利用月前月の20日までに利用調整委員会名義で利用計画書を添付し、有料施設利用承認申請書を提出する必要があります。

利用後には、利用月翌月10日までに利用実績報告書を提出してください。

利用実績報告書に応じ、当課からチーム代表者若しくは申請を代行する代表者宛に納入通知書を発行しますので、その納入通知書をもって、利用料金を支払ってください。

## 10 利用確認について

### (1) 野球場利用受付について

不正利用防止対策の観点から、利用の際は以下のとおり受付が必須となります。

#### ① 受付場所

| 対象球場名      | 受付場所（履行場所） |
|------------|------------|
| 上平間球場      | 上平間駐車場     |
| 上丸子天神町第1球場 | 丸子橋駐車場     |
| 上丸子天神町第2球場 | 丸子橋駐車場     |
| 上丸子天神町第3球場 | 丸子橋駐車場     |
| 二字第1球場     | 瀬田駐車場      |
| 二字第2球場     | 瀬田駐車場      |
| 宇奈根第1球場    | 宇奈根駐車場     |
| 宇奈根第2球場    | 宇奈根駐車場     |

- ② 利用者は利用開始前までに、多摩川河川敷軟式野球場利用申込書の記入を行ってください。（様式は受付に用意しています。）
- ③ 利用者は本人確認書類の原本を提示してください。  
※適切な受付が確認できなかった場合は「10 禁止事項について」に記載の禁止事項抵触とみなし、次回の抽選会に参加ができなくなります。

### (2) 当日の利用者確認について

禁止事項への抵触有無の確認のために利用者確認を行います。調査する枠は無作為に選択します。

#### ① 対象となるメンバー

各抽選会実施時点でのチームのメンバーが、抽選会で決める対象利用月の野球場の利用を許可された者としてみなしますので、利用時の本人確認では、そのメンバーの有無を確認します。

（例：1～3月の利用確認は11月抽選会時点でのメンバー）

#### ② 確認時間

2時間の利用枠の開始30分後から1時間後までの30分間で確認を行いますので、当該時間帯については必ず球場を利用してください。なお、上記時間帯より前にメンバーが球場を利用しており、市職員が利用確認をした場合は確認が完了したものとします。

（例：8時～10時までの枠を利用している場合、8時30分から9時00分まで）

#### ③ ユニフォームによる確認

ユニフォーム等（チーム統一練習着やバッグ）を視認して確認します。帽子のみの場合は認めません。

なお、事前に提出頂いているユニフォームと異なるユニフォームで練習している場合は、必要に応じてチーム名を確認させていただきます。

- ④ チーム名のヒアリング・メンバーの身分証確認
- ⑤ ユニフォーム情報をご提出いただいているチームやユニフォーム着用していない場合の使用においては、チーム名をヒアリングします。その際事前にご提出いただいているメンバー表の中から各3名の顔写真付き身分証を提示いただき、後日市による氏名の照会を持って確認とします。

## 11 禁止事項について

当委員会では適正な利用のため、禁止事項を設けております。禁止事項への抵触が疑われるチームには弁明機会の通知書を送付します。

その後、弁明が無かった場合、弁明が認められなかった場合は一定期間の抽選会への参加制限を行います。

禁止事項は次の通りです。

### （1）次回（実質3か月分）の抽選会への参加不可

- ①利用日7日前までに市へキャンセルの連絡を行わず、かつ特段の理由もなく、利用枠を使用しなかった場合
- ②利用調整会議に参加し、枠を確保した3か月において、チーム所属メンバーがふれあいネットによる多摩川河川敷内軟式野球場の一般利用枠抽選に参加した場合
- ③抽選会の対象となる期間（3か月）の内に当初予約した枠の総数より利用した枠の総数が2回以上少なかった場合
- ④上丸子天神町第3球場で硬式球を規定外の利用方法で利用した場合
- ⑤上丸子天神町第3球場で硬式球を利用し、利用日から3日後までに市へ報告しなかった場合
- ⑥予約したチームが受付を行わなかった場合（利用申込書の記入拒否も含む）
- ⑦受付を行ったが本人確認書類が未提示の場合（本人確認書類の提示拒否、本人確認書類を忘れた場合も含む）
- ⑧予約したチーム所属メンバー以外が受付を行った場合

### （2）4回（実質1年分）の抽選会への参加不可

- ①利用日の7日前までに市へ連絡を行わず、優先利用枠を予約チームと異なる委員会に加入する別のチームが球場を利用した場合（使用したチームに罰則適用）
- ②委員会加入申請事項の虚偽が第10条の通知（加入通知）後に判明した場合
- ③6か月間、利用枠を1度も利用しなかった場合（当該期間に関わる利用調

整会議に参加しなかった場合及び抽選会に参加した結果、利用枠を予約できなかった場合を除く)

- ④ チーム所属メンバーが「ふれあいネット」利用規約における禁止事項への抵触に関与した場合
- ⑤ 上丸子天神町第3球場以外で硬式球を利用した場合
- ⑥ 予約したチーム所属メンバーが受付を行ったが、別チームのみで利用した場合（使用したチームに罰則適用）

## 12 禁止事項内「特段の理由」について

前の禁止事項①内の「特段の理由」については、次の理由が挙げられます。

### （1）雨天及び雨天に伴う球場の水溜まり等のため

川崎市防災気象情報内の「田園調布・下」（上平間・天神エリア）、「平瀬橋」（二子・宇奈根エリア）の雨量計で降雨が測定された日及び、その翌日（上丸子天神町第1球場に限り翌々日まで）は適切なグラウンド状況ではない事から、利用しなくても構いません。また、利用していない場合、球場使用料の支払いも不要です。

### （2）猛暑による熱中症予防のため

①「熱中症警戒アラート」又は「熱中症特別警戒アラート」が施設利用日に神奈川県で発表されている場合

②利用日前日又は当日に発表された暑さ指数観測地点「横浜」における利用日の暑さ指数予測値が31度以上、又は利用日当日の暑さ指数実況値が31度以上

① 若しくは②の条件を満たしており、利用日の3日後までに申し出を行った場合は利用しなくても構いません。また、利用していない場合、球場使用料の支払いも不要です。

また、熱中症予防でキャンセルされた利用枠は、利用の再募集は行っておりませんので、他のチームは利用できません。使用した場合は無断利用※2となります。

※2（2）4回（実質1年分）の抽選会への参加不可①に該当

③暑さ指数観測地点「横浜」における利用日の暑さ指数予測値が31度未満の場合はキャンセル適用外となりますので、料金を徴収いたします。

### （3）チームメンバーの体調不良のため

チームメンバー内で医療機関にかかる体調不良があった場合は、利用しなくても構いません。ただし、医療機関に係った資料等、客観的に証明できる資料をご提出ください。ただし、球場使用料はお支払いください。

### （4）その他当課が判断する理由のため

その他、当課が判断する特定の理由の場合は利用しなくても構いません。

## 13 その他の留意事項

野球場施設の修繕等、養生期間が発生した場合は、一定期間利用を制限することがあります。（制限期間は決定した時点で各チーム代表者へお知らせします。）

＜問合せ先＞

建設総務課みどりの管理課

TEL：044-200-2394

Mail：53mikan@city.kawasaki.jp